

## 福井市監査告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第5項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年2月18日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	下	畑	健	二
福井市監査委員	村	田	耕	一

### 1 監査の種類

工事監査

### 2 監査の対象

#### (1) 街補2号 道路築造工事

工事主管課：都市戦略部 都市計画課

#### (2) 春山小学校、河合小学校外壁落下防止及び窓ガラス飛散防止工事

工事主管課：建設部 建築事務所 営繕課

事業所管課：教育委員会事務局 教育総務課

### 3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 建設等工事が、市の施策に基づいて、経済的かつ効率的に行われているか。

(2) 設計、施工等が関係法令に基づき、適正に行われているか。

(3) 安全への取組が適切に行われているか。

### 4 監査の実施内容

#### (1) 監査の方法

監査の実施に当たっては、契約関係書類及び設計図書等の提出を

求め、関係職員から説明を聴取するとともに、工事現場の現地調査を行った。

なお、対象工事の設計及び技術面の調査については、公益社団法人大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託契約を締結し、同法人から派遣された技術士の協力を受けた。

## (2) 監査の実施期間

### ア 街補2号 道路築造工事

令和3年8月11日から令和4年1月19日まで

(現地調査日：令和3年10月15日)

### イ 春山小学校、河合小学校外壁落下防止及び窓ガラス飛散防止工事

令和3年9月27日から令和4年1月19日まで

(現地調査日：令和3年11月12日)

## 5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった工事が法令に適合し、適正に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めていることを認めた。